

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大崎市長 伊藤 康志

市町村名 (市町村コード)	大崎市 042153	
地域名 (地域内農業集落名)	三本木地域 (斉田、音無、坂本、蟻ヶ袋、伊賀、南町、仲町、北町、南谷地、桑折、秋田、 上伊場野、蒜袋、多田川、高柳、門梨、鉄炮町、川井、上沢、上沖、下沖、 中谷地、上宿、下宿)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月22日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

三本木地域では、集落営農組織等による大豆等の生産調整作物を中心に、水稻を含めた担い手への農地集積が進められ、園芸や畜産との複合経営が行われている。  
 また、複数の集落や他地区にわたって作業を受託する農業者もあり、更なる経営規模拡大に繋がる農業経営が見られる。  
 その一方、高齢化によって、出し手農家の増加が見込まれることや、山間部の農地は耕作条件が悪く、未整備地となっており、遊休農地化が増加傾向にあるため、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者の確保や地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

関係機関と連携し、水稻と転作大豆による土地利用型の農業経営を中心に、消費者ニーズを捉えた高収益作物の栽培による産地交付金等の活用や生産性の高い畜産経営を推進し、営農体制の強化を図ることで、農業所得の増加と安定した農業経営の確立を目指す。  
 また、たい肥の有効活用や稲わらのすき込み等による土づくりを行う循環型農業を推奨し、高品質で多収栽培の方法を後継者へ継承する。  
 さらには、本地域の農業を守り発展させていくため、意欲をもった農業者に様々な研修等への参加を促し、栽培技術や農業経営に係る知識の向上を図るほか、露地・施設栽培の地域農産物の加工品開発や新たな販路を開拓し、6次産業化による地域農業の振興を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,435 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,435 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積, 集約化の方針									
地区の農業委員または農地利用最適化推進委員を調整役として、認定農業者や新規就農者、法人等の担い手へ農地中間管理機構を活用した農地集積を進める。									
(2) 農地中間管理機構の活用方針									
担い手がコスト縮減や効率的に農作業を行うためには、地域内に点在している農地の集約化を図ることが必要であることから、農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を踏まえたうえで、段階的に集約化を推進する。									
(3) 基盤整備事業への取組方針									
排水施設、農道などの土地改良施設の老朽化に対する日常的な点検を行うなど、長寿命化対策を実施する。									
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針									
認定農業者や認定新規就農者のもとより、転職や法人化により規模拡大等を目指す様々な経営体を確保・育成するため、JAや県、農業委員会等の関係機関と連携して支援を行う。									
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針									
古川農作物病害虫防除協議会による無人ヘリコプターを活用し、対象作物への防除作業を実施することで効率化を図る。									
<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
①捕獲従事者の育成・確保を推進し、捕獲活動の一層の強化を図るとともに、農地への電気柵設置などの鳥獣被害防止や鳥獣の捕獲等、新たな技術や有効とされる対策について研究を進め取り組む。									
②耕畜連携による資源循環型農業をさらに推進し、環境に配慮した農産物の生産体制の強化を図る。土づくり等を通じて化学肥料、農薬を使用しない有機農業を推進し、栽培品目の拡大を目指す。									
③高齢化や後継者不足による農業従事者数の減少などの課題を解決するため、ICT・IoT技術を導入することにより、経営の効率化、軽労化や省力化に向けたスマート農業を推進する。									
④〈畑地化〉水張りが困難な農地について、今後畑地化推進事業を活用し、畑地化への切替えについて検討を進めていくが、対象農地については団地化された農地であることが必要であるため、生産組合、担い手農家への集積化を進める。									
⑤園芸作物生産の省力・低コスト化を推進して生産を拡大するとともに、ブランド商品の開発などによる有利販売を推進する。また、気候の変動などを見越した品目・品種変更の検討資料となる情報の提供を行う。									
⑦多面的機能支払交付金事業を推進し、農地、水路、ため池、農道等の農山村地域の資源として農村環境の保全を図る。また、多面的機能の一層の発揮を促進するため、多面的活動組織の拡大や広域化に向けた啓発に努める。									
⑨米の消費減退等による更なる生産調整規模の拡大が予想される中で、産地交付金を活用し団地化を推進するとともに水田の有効利用と耕畜連携の観点から、構成員以外の畜産農家との利用供給体制を推進し、収穫物の効果的利用と良質な粗飼料確保を目指す。									